⑷　技術提案に当たっては、ＶＥ提案で施工する場合は、施工計画書でＶＥ提案と選択し、その内容を明示した施工計画書を提出すること。また、標準案で施工する場合は、標準案を選択し施工計画書を提出すること。ただし、標準案の場合、その施工計画の内容について施工計画書への記載は不要である。

なお、技術提案にあたっては、指定テーマ１つに対しＶＥ提案又は標準案の何れかを提出すること。

⑸　上記３⑴及び⑵により提出された施工計画書について競争参加資格確認通知に併せて技術提案の評価を通知する。通知する内容は、技術提案ごとに加算点の付与の対象とする提案(「○」と表記。)、加算点の付与の対象としない提案(「―」と表記。)及び実施不可の提案（「×」と表記。)とする。なお、実施不可の提案とは、発注者が設定している標準案を満足していないなど技術提案として適正と認められない提案や現場条件により実施できない提案などである。

⑹　落札者の決定方法　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑺　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑻　専任の監理技術者（又は主任技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者(又は主任技術者)とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(詳細は入札説明書参照。)。

⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無。

⑾　契約書作成の要否　要。

⑿　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒀　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⒁　施工計画書のヒアリングを必要に応じて行う。

⒂　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。

⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒄　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒅　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒆　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Tokuyama, Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Kitakamigawakaryu Ushiroyachi Haisuihimon Shinsetsu

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 21 August 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 4 : 00 P.M. 12 October 2012 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 12 October 2012 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 12 October 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and tourism 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2531

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年８月２日

契約担当職

独立行政法人産業技術総合研究所

研究環境整備部部総括　塩釜　士郎

◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08

○産総第 50 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号 41、42

⑵　工事件名及び数量　つくば中央７－１棟耐震改修事業　１式

⑶　工事内容　上記建物の耐震設計及び施工（建築設備を含む)、対象建物　研究施設、建物規模　延床面積約26,291㎡

⑷　工期　平成26年２月28日

⑸　工事場所　独立行政法人産業技術総合研究所　つくば中央第７事業所　〒305―8567 茨城県つくば市東１－１－１

⑹　入札方法　上記１⑵の件名について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　本工事は、入札時に設計及び施工方法等の技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2　競争参加資格　本事業の競争参加者は、次に掲げる条件を満たしている者若しくは複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。)であること。なお、応募グループは構成する企業の中から応募手続きを代表して行う企業を定めるものとする。

⑴　独立行政法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

⑵　［施工一式の参加資格］　独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、「建築一式工事」の「Ａ」の等級に格付けされている者であって、同要領第15条に基づいて算出された数値が、1,400以上であること。

［設計企業の参加資格］　独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、「建築関係建設コンサルタント」の「Ａ」の等級に格付けされている者であること。なお、経済産業省において当該資格を有する者は同等級に格付けされているものとみなす。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、同要領に基づき再格付けされていること。